

葛飾区保健所長 殿

開設者住所

開設者氏名

電話番号 ()

ファクシミリ番号 ()

(法人にあつては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の職氏名)

歯 科 技 工 所 開 設 届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により、下記のとおり届出ます。

記

| | | | |
|---|------------------|--|--|
| 1 | 名 称 | | |
| 2 | 開 設 場 所 | 葛飾区 電話番号 () ファクシミリ番号 () | |
| 3 | 開 設 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 4 | 管 理 者 | 氏 名 | |
| | | 住 所 | 電話番号 () ファクシミリ番号 () |
| | | 免許の種別、登録番号及び登録年月日 | 種 別： 歯科医師 ・ 歯科技工士 第 号 年 月 日 |
| 5 | 業務に従事する者 | | |
| | 種 別 | 氏 名 | 免許登録番号及び登録年月日 リモートワークを行う場合は、その場所及び連絡可能な電話番号 |
| | 歯科医師 歯科技工士 | | 第 号 年 月 日 |
| | 歯科医師 歯科技工士 | | 第 号 年 月 日 |
| | 歯科医師 歯科技工士 | | 第 号 年 月 日 |
| 6 | 構造設備の概要及び平面図（別添） | 歯科技工所 面積 m ² 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおり | |
| 備考 詳細は、「歯科技工所 各申請（届）書の記載上の注意」を参照してください。 | | | |
| 1 歯科医師及び歯科技工士は、免許証（本証）を持参すること。 | | | |
| 2 管理者の職歴書（写真貼付）を持参すること。 | | | |
| 3 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書（履歴事項証明書）を添付すること。 | | | |
| 4 敷地の平面図及び附近の見取図を添付すること。歯科技工室の平面図については、6①の機械、器具等の配置、歯科技工室の寸法、面積を記入すること。 | | | |
| 5 リモートワークとは、「2 開設の場所」以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいう。ただし、切削加工や研磨等を行わない業務であること。 | | | |

(裏)

| 歯科技工所の構造設備 | | | |
|--|---|------------|-----|
| ※備えている設備及び器具の前の□の中に✓を付すこと。 ※「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。 | | | |
| 項 | 目 | 歯科技工士法施行規則 | 状態 |
| ① | 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている | 第13条の2第1号 | 有・無 |
| ※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石膏トラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄器 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ） <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防じん用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸じん装置（室外排気が望ましい） <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚（保管庫） <input type="checkbox"/> 薬品保管庫 | | | |
| ② | 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる | 第13条の2第2号 | 適・否 |
| ③ | 手洗い設備を有している | 第13条の2第3号 | 有・無 |
| ④ | 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている | 第13条の2第4号 | 適・否 |
| ⑤ | 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している | 第13条の2第5号 | 適・否 |
| ⑥ | 照明及び換気が適切である | 第13条の2第6号 | 適・否 |
| ⑦ | 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである | 第13条の2第7号 | 適・否 |
| ⑧ | 出入口及び窓は、閉鎖できるものである | 第13条の2第8号 | 適・否 |
| ⑨ | 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している | 第13条の2第9号 | 有・無 |
| ⑩ | 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている | 第13条の2第10号 | 有・無 |
| ⑪ | 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している | 第13条の2第11号 | 有・無 |
| ⑫ | 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している | 第13条の2第12号 | 有・無 |
| ⑬ | リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている | 第13条の2第13号 | 適・否 |